別紙様式第二十一号の五（第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係）

（日本産業規格Ａ４）

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年　　月　　日時点

届出者　住所又は所在地
商　　号
又は名称
氏　　名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

１　海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

２　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

１　海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

（　　年　　月　　日現在）

代表者		業務の種別			主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額（円）
（ふりがな）氏名	役職	運用	募集	私募	名称	所在地	電話番号			

（注意事項）

１　「業務の種別」の欄には、法第63条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

２　「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

２　海外投資家等特例業務に関する法第２条第２項第５号又は第６号に掲げる権利の状況

（　　年　　月　　日現在）

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別（運用・募集・私募の別）
		（商品分類）	（内容）	

（注意事項）

１　未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。

２　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第１条の12第２号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第１条の12第２号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

３　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「業務の種別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

3　役員及び政令で定める使用人の状況

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職	政令で定める使用人の種別

（注意事項）

1　外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の９第６項第２号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

2　「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

3　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

4　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

5　海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

（　　年　　月　　日現在）

名　　称	所　在　地	電　話　番　号

（注意事項）

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。